

2025年日本国際博覧会大阪パビリオン 物品等協賛募集（建築への活用）  
実施要領

1 目的

2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会（以下「委員会」という。）では、2025年に開催される日本国際博覧会において、大阪のポテンシャルの世界的な発信と、協働するパートナーが多様な分野で融合することで生じる新たなイノベーションの創出の機会とするため、大阪府・大阪市に加え、経済界、企業をはじめ、大学や様々な団体、有識者などが参画したオール大阪で、大阪パビリオンを出展します。

このたび、委員会では、2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会物品等協賛規約に基づき、大阪パビリオンに必要な物品等協賛のうち建築に活用するものを企業等のみなさまから募集することとし、本要領を定めました。

2 今回募集する物品等協賛及び条件

大阪パビリオンの建築に活用する物品を募集します（例は別紙参照）。

ご提供いただく物品等協賛は、原則として委員会への貸与とし、自己の負担により、委員会が指定する場所へ運送及び設置し、設置後は安全対策、メンテナンス、破損時の修理、貸与終了後の撤去等を行っていただくこととなります。

なお、展示、運営及び広報宣伝等に活用する物品等は、あらためて募集する予定です。

3 協賛物品等の価額

物品等協賛の価額は、原則として一者につき市場価格で100万円以上（税別）とします。市場価格の提示が難しい場合は、自社の価格表や見積もり事例など根拠がわかる積算資料にてご申告いただきます。

4 手続き

(1) 事前の相談・協議

物品等協賛をご検討いただける企業等は、[6 相談・協議先]あて、(様式)相談・協議書をメールでご提出のうえ、電話にてご連絡ください。

(2) 協賛申出書兼参画申込書の提出

「協賛申出書兼参画申込書」は、前項の相談・協議後にご提出いただきます。

(3) 申込み内容の審査及び結果の通知

前項の申込み内容について、大阪パビリオンの出展に要するものであること及び価

格が適正であることを審査し、その結果を申込者に通知します。

承諾の場合は、種類、数量、価格、納付先、納付方法、その他条件を明示した決定通知書を送付します。

#### (4) 協賛特典

協賛者への特典は、「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会物品等協賛規約」第5条に定めるとおりです。

#### 5 スケジュール

2022年6月20日(月) 相談・協議の受付開始

2022年8月上旬 第一回審査会

※以降、随時受け付けます。

#### 6 相談・協議先

2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会

担当 大阪府・大阪市万博推進局 出展部 建築企画課、建築整備課

住所 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1-10 (ATCビル O's 棟北館4階)

電話番号 06-6690-7244

メールアドレス [osaka-city-expo2025@city.osaka.lg.jp](mailto:osaka-city-expo2025@city.osaka.lg.jp)

メールの件名は、「【物品等協賛】企業名」としてください。

#### (7月1日以降の相談・協議先)

7月1日に設立される「一般社団法人2025年日本国際博覧会 大阪パビリオン」が相談・協議先となる予定です。連絡先はあらためて掲載します。